

## 公益社団法人日本交通計画協会 社員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本交通計画協会定款（以下「定款」という。）第6条から第8条までの規定に基づき、この法人の社員の入退社及び経費の負担に関し必要な事項を定めるものとする。

### (加入申込)

第2条 社員として加入しようとする者は、理事会において別に定める加入申込書に添えて、次に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 申込者が個人である場合には履歴書及び研究経歴書又は業務経歴書
- (2) 申込者が法人又は団体である場合には法人又は団体の事業概要書及び業務経歴書。

### (加入承認基準)

第3条 理事会において加入の可否を決定する場合には、次の基準により判断するものとする。

- (1) 申込者が個人である場合  
定款第4条に規定するこの法人の事業の分野において、功労又は学識があると認められること。
  - (2) 申込者が法人又は団体である場合  
定款第4条に規定するこの法人の事業に関連する事業を行っていること。
- 2 前項の基準に適合している場合であっても、加入を承認することが適当でないような事実が明らかになったときには、加入を承認しない決定をすることができる。

### (社員名簿)

第4条 前条の規定により加入を承認された者は、この法人の管理する社員名簿に、加入申込書に記載された事項を登載する。

- 2 加入申込書に記載された事項に変更が生じた場合には、社員は理事会において別に定める変更届を提出しなければならない。
- 3 社員名簿に登載された個人たる社員に関する情報の公開の範囲については、社員に不利益が生じないように、慎重に取り扱わなければならない。

### (退社)

第5条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出して、任意に退社することができる。この場合には、当該社員に関する社員名簿の登載事項を抹消する。

- 2 定款第9条及び第10条の規定により社員の資格を喪失した場合においても、当該社員に関する社員名簿の登載事項を抹消する。
- 3 前2号により社員資格を喪失した場合、既納の加入金及び年度会費は返還しない。

(再加入)

第6条 前条の規定により退社又は社員資格を喪失した者が再度加入を希望する場合には、第2条に定める書類に加えて、再加入の理由を記した書面を提出しなければならない。

2 前項の再加入申込みに対しても、第3条に定める加入承認基準により、改めて加入の可否を判断するものとする。

(加入金及び年度会費)

第7条 加入が承認された社員は、次に定める加入金を納入しなければならない。

(1) 個人たる社員 1万円。

(2) 法人又は団体たる社員 10万円。

2 社員は、加入承認後、定款第36条に規定する事業年度ごとに、次に定める年度会費を1口以上納入しなければならない。

(1) 個人たる社員 1口につき1万円。

(2) 法人又は団体たる社員 1口につき10万円。

(研究部会及び研究部会費)

第8条 新たに研究事業を実施するに際し必要があるときは、社員のうちから賛同する者をもって、研究推進のための研究部会を設置することができる。

2 前項の研究部会の設置に関する事項は、その都度理事会において定める。

3 第1項の研究部会に賛同し、その構成員となる社員は、定款第36条に規定する事業年度ごとに、次に定める年度会費を1口以上納入しなければならない。

(1) 個人たる社員 1口につき3万円。

(2) 法人又は団体たる社員 1口につき30万円。

4 前項の研究部会の年度会費については、研究部会ごとに当該研究部会の事情に応じ、理事会において前項の金額を上回らない範囲で別の定めをすることができる。

(会費の使途)

第9条 第7条の加入金及び年度会費は、毎事業年度ごとにおける合計額の5割以上を当該事業年度の公益目的事業の実施に要する費用の支弁に充当する。

(規程の変更)

第10条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則 (平成25年1月30日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。